

東北観光基本計画策定委員会(仮称) 設置について



東北観光基本計画策定委員会（仮称）の設置について

平成24年3月
東北運輸局

【東北観光基本計画策定の経緯】

- 平成19年1月 観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）施行。
 - ・ 目的：観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること。
 - ・ 基本理念：
 - ①豊かな国民生活を実現するための「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の認識の重要性
 - ②国民の観光旅行の促進の重要性
 - ③国際的視点に立つことの重要性
 - ④関係者相互の連携の確保の必要性
- ※観光基本法（昭和38年法律第107号）の全面改正
- 平成19年6月 観光立国推進基本法第10条第1項に基づき「観光立国推進基本計画」を策定
 - ①観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
 - ②観光立国の実現に関する目標
 - ③観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ④その他、必要な事項を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画を策定。
- 平成19年10月～ 東北地方交通審議会 観光分科会設置・検討
- 平成20年3月 東北観光基本計画策定

【東北観光基本計画を見直す理由】

- 観光基本計画は、観光立国推進基本法において示された基本理念と施策の方向性に従い、今後5年程度を見通して策定したものであり、平成24年は策定から5年が経過するため、震災からの復興状況や景気の動向を含めた観光をめぐる情勢の変化等を踏まえ、この基本計画の見直しを行う。
- 各地域においても、この観光基本計画を基に、観光振興についての基本的方針や目標を定めた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画が策定されており、観光基本計画の見直しとともに、各地域の計画も見直す必要がある。
- 東北地方においては、東日本大震災により、観光の環境が大きく変化し、従来の計画では、対応が難しくなっている。

観光立国推進基本計画見直しのスケジュール(予定)

ご参考



平成22年 (2010年)	11月	【交通政策審議会観光分科会(第1回) 11月22日】 ・基本計画改定につき大臣から諮問	【観光立国推進本部】
平成23年 (2011年)	2月	【交通政策審議会観光分科会(第2回) 2月10日】 ・骨子(案) ・基本的な方針(素案) ・基本的な目標(素案)	
	3月	東日本大震災発生	
	4~6月		
	7月		
	8月		
	9月	【交通政策審議会観光分科会(第3回) 9月15日】 ・震災後の取組について紹介し、震災を踏まえて以下を修正 ・基本的な方針(案) ・観光立国の実現に関する目標(案)	
	10月		
	11月		
	12月	【交通政策審議会観光分科会(第4回) 12月12日】 ・観光立国の実現に関する目標(数値)・政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策(素案)	業界・自治体等から適宜要望を受付
	平成24年 (2012年)	1月	
2月		【交通政策審議会観光分科会(第5回) 2月8日】 ・政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策(案)	パブリックコメント
3月		【交通政策審議会観光分科会(第6回) 3月26日】 ・改定基本計画(案)の了承	【与党・国土交通部門会議】 【観光立国推進本部】

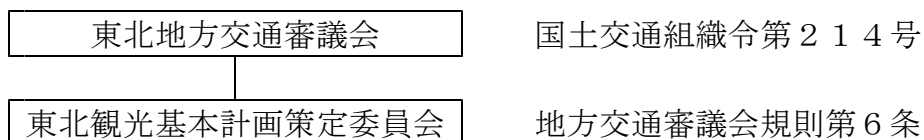
閣議決定・国会報告

東北観光基本計画策定委員会（仮称）について（案）

（根拠法令）国土交通省組織令（平成12年政令第255号）

地方交通審議会規則（平成13年国土交通省令第24号）

1. 組織図



2. 東北観光基本計画策定委員会（仮称）の概要

（1）設置趣旨

我が国の観光の方向性を定める観光基本計画が策定されることに伴い、東北地方における観光基本計画を策定する機関として設置。

（2）審議事項

- ①東北観光基本計画（仮称）策定に関する調査審議事項
- ②東北観光基本計画（仮称）に係る重要事項
- ③その他

3. 体制

委員会委員は後日、会長が指名する。 地方交通審議会規則第6条

委員構成（案）
① 学識経験者
② 観光団体関係者
③ 交通関係者
④ 労働者団体関係者
⑤ 自治体関係者

4. 今後の予定

観光基本計画策定後に第1回委員会を開催予定。

参照条文

○国土交通省組織令（平成12年政令第255号（抄）

（地方交通審議会）

第214条 各地方運輸局に、それぞれ地方交通審議会を置く。

2 地方交通審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方運輸局長の諮問に応じて地方運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議すること。

二 船員法（昭和22年法律第100号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び船員職業安定法（昭和23年法律第130号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、地方交通審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他地方交通審議会に関し必要な事項については、国土交通省令で定める。

○地方交通審議会規則（平成13年国土交通省令第24号）（抄）

（部会）

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

東北観光基本計画の概要

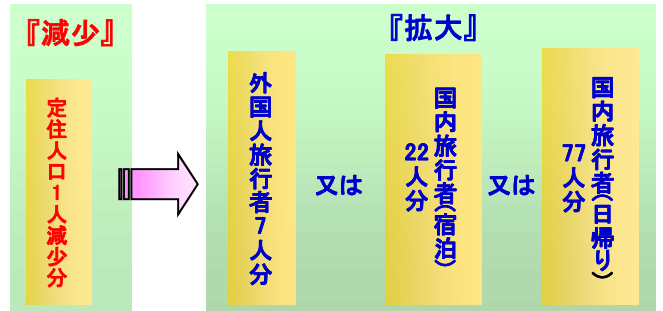
国のみならず地方公共団体・住民・観光事業者等関係者が力を合わせて東北地方の観光を推進するための指針として「東北観光基本計画」を平成20年3月13日に策定しました。東北ならではの観光魅力を発信して、東北観光ブランドを確立していきます。また国内・国外から東北ツアーを促進し、観光客が旅行しやすい環境づくりを行うなど、東北地方の観光振興により地域活性化を図ります。

◆基本方針

1. 観光振興による地域の活性化
2. 「東北ならではの」観光魅力の発揮
3. 「連携」の推進
4. 常に「先手」を意識した施策の展開
5. 世界に開かれた観光交流の展開
6. 情報発信の強化

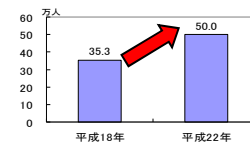
◆実施すべき施策

1. 競争力の高い魅力ある観光地の整備
 - ・競争力の高い魅力ある観光地の整備
 - ・観光資源の活用
 - ・交通施設の総合的な整備
2. 観光産業の競争力強化と人材の育成
 - ・観光産業の競争力強化
 - ・人材の育成
3. 外国人観光客の来訪及び国際相互交流の促進
 - ・外国人観光客の来訪促進
 - ・国際相互交流の促進
4. 東北地方への来訪促進のための環境整備
 - ・観光地における環境及び良好な景観の保全
 - ・観光旅行者の利便の増進
 - ・新たな観光旅行の分野の開拓
 - ・接遇の向上等

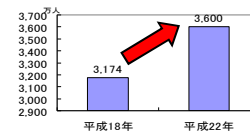


東北地方の観光に関する5つの目標

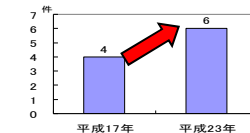
訪日外国人旅行者数を平成22年までに50万人にする



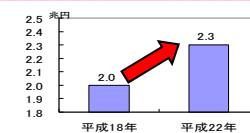
宿泊者数を平成22年までに3,600万人にする



国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やす



観光旅行消費額を平成22年度までに2.3兆円にする



外国語対応が可能な「ビジット・ジャパン案内所」を平成23年までに39箇所にする

